

第24期 第16回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和3年10月29日

伊予市農業委員会

# 第 2 4 期

## 第 1 6 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 0 月 2 9 日（金）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 6 回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	9 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	議案第 80 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	8 件
	議案第 81 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	2 件
	議案第 82 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	4 件
第 3	報告第 27 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	4 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第16回10月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号16番 ○○ ○○ 委員 委員、17番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第80号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第80号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人 埼玉県 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○ ○○

申請地 上吾川 田

譲受人の耕作面積 ○○㎡ 松山市の耕作証明で確認

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

作付作物と保有機具は議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合  
第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合  
第4号 農作業に常時従事すると認められない場合  
第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合  
第6号 また貸しするおそれがある場合  
第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合  
提出されている申請書からは、いずれの要件にも該当していませんでした。  
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

〇〇さんは県外にお住まいで、こちらにはご家族の方もいないということで、〇〇さんにお譲りするという事です。現地を確認しましたが、周りに迷惑をかけないように農業をすることですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

市外の方ということで、本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画、今後伊予市における目標等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

購入することになったのは、現在松山市の河川敷で2反ほど葡萄、桃、イチジクを生産していましたが、将来的にその土地が河川工事の関係で無くなるので、代わりの農地を探していただきました。現在は葡萄がメインで、シャインマスカットなどを生産しています。

議長

伊予市における農地の購入などの目的があれば、発表してください。

〇〇さん

うまくいけば、増反を考えますが、まずはシャインマスカットができるかどうか10年ぐらいかかります。伊予市ではシャインマスカットを考えています。

〇〇農業委員

河川工事の対象ということですが、いつからの工事になりますか。

〇〇さん

はっきりした工事時期はでていないですが、今は買収をしている状態で、工事自体は2、3年後になります。すでに農地は買収されています。

〇〇農業委員

シャインマスカットはこれから非常に人気の品種で単価も高く取れるので、頑張ってください。

議長

購入後については、ため池からの水管理になりますので、ため池の草刈りや、水路の掃除などがありますので、参加していただき地元との交流を深めていただくようお願いします。

<新規就農者退室>

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

## 2番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請地	上三谷 畑	外3筆	

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難  
(譲受人) 新規就農

権利の種類 売買による所有権移転

農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

本件は、高速道路に沿って山際にあるミカン園になります。3年ぐらい前から荒廃しかかっています。所有者がかろうじて管理をしていましたが、この話がまとまれば所有者も安心すると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

自宅は松前町ですが、伊予市の農業委員さんに声を掛けたらここでやらないかということで、ユーカリを本腰いれてやろうと思い申請しました。今は耕作放棄地で荒れ放題なので、ちょっとずつ整地してやっています。よろしくお願いします。

〇〇農業委員

ユーカリはいままで作られていたのですか。

〇〇さん

今は松前町で50本、東温市で100本ちょっと作っています。

〇〇農業委員

これはどのように販売していますか。

〇〇さん

インターネットで販売しています。

〇〇農業委員

インターネットだと大変と思いますが、〇〇でもユーカリを扱っていますので、今後は売り先が必要になってきますので、検討されたらと思います。

〇〇農業委員

ユーカリはどのようなものですか。

〇〇さん

生け花に使うものです。

議長

事前の計画の中で、ユーカリだけでなく野菜にも挑戦したいとありますが、野菜についての営農計画があればお願いします。

〇〇さん

基本はユーカリなので、野菜については季節野菜ぐらいを考えています。

<新規就農者退室>

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

### **3番**

譲渡人

八倉

〇〇 〇〇

譲受人	八倉	〇〇 〇〇
申請地	八倉	畑 外1筆
譲受人の耕作面積	11,281 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農地耕作維持困難
	(譲受人)	経営規模拡大
権利の種類	売買による所有権移転	

作付作物と保有機具は説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲受人は高齢なのですが、息子さんが〇〇を退職されて農業に専念されるので、経営規模を拡大したいということです。機械は新調していきまして農業を頑張っけて続けていくと思います。よろしくお願ひします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇 〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇 〇〇
申請地	上野	田 外1筆
譲受人の耕作面積	56,613 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難
	(譲受人)	経営規模拡大



権利の種類 売買による所有権移転

作付作物と保有機具は説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは相続したのですが、元々農業をする気がなく、譲受人の〇〇さんが耕作していました。今回購入して耕作してもらおうということで話がまとまりました。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局より説明をお願いします。

## 5番

譲渡人 宮下 〇〇 〇〇

譲受人 宮下 〇〇 〇〇

申請地 宮下 田 外1筆

譲受人の耕作面積 6,664 m<sup>2</sup>

申請理由 (譲渡人) 農地維持管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

作付作物と保有機具は説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

橘推進委員

譲受人の〇〇さんが近所でございまして、勤めていましたが今は農業に専念して頑張っておられます。〇〇さんに譲っても特別問題はありませので、よろしくお願ひします。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願ひします。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6、番号7、番号8につきまして関連がありますので、事務局より一括説明をお願ひします。

事務局

### 6番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外3筆
譲受人の耕作面積	26,437 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

### 7番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外2筆
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	

権利の種類 売買による所有権移転

### 8番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	
	他9筆	合計	8,951 m <sup>2</sup>
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	

権利の種類 贈与による所有権移転

作付作物と保有機具は説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

### 議長

番号6、番号7、番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

### 〇〇推進委員

譲受人は3年ほど前まで勤めていましたが、農業をやりたいということで、やめて帰られています。〇〇市の方で、月曜日から金曜日まで農作業をして教えてもらっていました。土日はこちらへ帰って、ミカンやレモンを植えて準備を進めています。農機具はそろっていないですが、やる気はありますし、家の方も住めるように準備はしています。今は兄さんの家に住んでいますが、独立するために準備をしています。

### 〇〇農業委員

この方は、かなりの面積をもっていますが、管理はどのようになっていますか。

### 〇〇推進委員

作物は、まだ収穫することになっていませんので、今後自分がやれる範囲で検討をしています。

### 事務局

事務局より補足説明させていただきます。

〇〇さんの面積が〇〇m<sup>2</sup>ありまして、弟さんがその同一農家世帯員として、8番にあります〇〇m<sup>2</sup>を耕作しています。〇〇m<sup>2</sup>の中の約〇〇m<sup>2</sup>が、他の方に貸して帰ってきたので、それで就農することとなっています。

議長

番号6、番号7、番号8について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号6、番号7、番号8につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6、番号7、番号8につきまして原案のとおり承認いたします。  
続きまして、4ページをお開きください。

## ■議案第81号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第81号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

### 1番

貸渡人	米湊	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
申請地	米湊	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

申請人は、夫婦、子供2人で、松山市で借家住まいをしております。現在の住居では子供の成長と共に手狭になってきたため、生活基盤を構えるべく、妻の実家に相談したところ、妻の母が相続した農地が適地と判断し、住宅を建てる話がまとまり今回転用申請を提出することとなりました。

申請地は、米湊の〇〇集落の南側の市街化調整区域に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

事務局の説明のとおりですが、幅員7mの市道に面してしまして、上下水道が整備されています。市街化調整区域ということで、申請があがりました。

以上です。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

## 2番

貸渡人	宮下	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	宮下	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

申請人は、現在借家にて夫婦で生活しておりますが、家事道具が増えて手狭となったことや、今後家族が増えることも踏まえて新たな住居が必要になりました。また、申出地は耕作地に近く、通作や農地維持管理に最適であり、住宅建築を機にさらに積極的に農地管理・耕作に精進するべく今回分家住宅を建築するため転用申請を提出することとなりました。

申請地は、宮下の〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

借家住まいということで、将来を考えると家が欲しいということで、いろいろ検討しましたが、お父さんの土地が適切ではないかということで、申請があがっています。特別問題はありませので、よろしくお願ひします。

〇〇農業委員

現地の写真をみると、赤い線が入っていますが分筆をする必要があるのですか。

事務局

現地写真を見ていただきますと土地としては1枚の土地として広く見えますが、登記上は赤い線を引いている部分が1筆の土地ですので、その土地を転用するため、分筆は必要ありません。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第82号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第82号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	中山町中山	株式会社〇〇	代表取締役	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇		
申出地	中山町中山	畑	外1筆		
転用目的	露天資材置場				

申出人は、〇〇事業を営んでいる法人です。事業継続に伴い、資材や重機などが増加し既存の資材置場及び倉庫では手狭になり業務に支障を生じています。今後の工事受注のために資材置場等が確保されていない状態を解消するために事務所周辺において土地選定した結果、申請地を適地と判断し今回農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、  
第1号要件 代替地が無い。  
第2号要件 周辺農地への影響が無い。  
第3号要件 担い手への影響も無い。  
第4号要件 付帯施設への影響も無い。  
第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

昭和〇〇年の個人経営から現在は法人経営になっています。現在工事の発注も少なくなっていて、発注のない時期は農業をしています。自身が持っている農地から検討した結果、この2筆を選んだということです。2筆とも県道に面しているので、重機と資材を置くためには大きい道が必要ということでこの2筆しかないということです。小さい資材置場と事務所の周りに資材をおいていたのですが、事業をしっかりと営むために資材や重機を置きたいということで今回の申出がありました。よろしくお願ひします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**2番**

申出人	中村	〇〇	〇〇
土地所有者	中村	〇〇	〇〇
申出地	三秋	畑	
転用目的	植林		

申出人は、以前は両親がミカンを栽培していたが、平成〇〇年頃の松山自動車道の工事のための進入路とするためにミカンを伐採することとなり、当時両親も高齢であったため、工事終了後も耕作を再開することなく、山林として管理するため杉を植林したとのことです。申出地はすでに山林化しており、農地への復旧も難しいことから山林へ転用するために農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

場所は、三秋の〇〇をしているところの近くになります。現在は森の状態、道路の前に作業所がありますが、影響がないということでよろしくをお願いします。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。



続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

### 3番

申出人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇
申出地	双海町高岸	畑	
転用目的	農家住宅		

申出人は夫婦で借家住まいをしております。退職を機に夫婦で、実家の農業を継ぐために地元へ帰ることとしていましたが、貸主の事情により急遽退去せざる得なくなったことから、現在は両親とともに実家で暮らしています。しかし、急な退去のため家財道具等もすべて置くこともできず、手狭であるため生活に支障が生じています。そのため、農業を継ぐための生活の基盤を整える必要があり、父の農地に住宅を建てる話がまとまり、今回農家住宅の転用に伴う農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

息子さんが〇〇から帰ってこられるということで、地元も歓迎しています。生活の基盤を確立するために住宅というのは、必要だと考えています。現地を確認したのですが、家が建つことによる周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の程よろしく願います。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

#### 4番

申出人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇
申出地	双海町高岸	畑	外3筆
転用目的	植林		

申出地では申出人により柑橘類や野菜の栽培を行っていたが、30年ほど前の大雨により、付近一帯が崩落し、土砂等により埋め尽くされた経緯があり、当時農地への復旧が不可能と判断し、更なる土砂崩れを防ぐため少しでも地盤を固めるために植林を行ったという事です。申出地はすでに山林化しており、農地への復旧も難しいことから山林へ転用するために農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

息子さんも帰って農業されますので、キウイなどを作ってしっかり農業されていますので、今回の農地は山林にしていたほうが良いということです。よろしくをお願いします。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

### 第 3

#### ■報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 4 件の届出がありました。

#### 1 番

貸出人	今治市	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	中村	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

#### 2 番

貸出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
届出地	双海町上灘	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法 3 条	賃借権設定	

#### 3 番

貸出人	八倉	〇〇	〇〇
借受人	八倉	〇〇	〇〇
届出地	八倉	畑	外 1 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

#### 4 番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	上野	田	外 1 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

以上です。

議長

報告第27号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

- ・令和3年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会について  
事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年11月30日(火曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室  
を開催予定としております。

以上で、第16回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第16回10月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時43分 閉会)